

保存版

MPS-ABC Certification Standard v16.2 (MPS-ABC 認証規格 第 16.2 版)

これは日本の MPS-ABC 認証参加者のための、下記の英語版 MPS-ABC 認証規格関連文書の抄訳です。

MPS-ABC 認証規格 (MPS-ABC Certification Standard) を構成する各文書

- MPS-ABC 認証要件 (Certification Criteria)
- 実施手法と基本ルール (Method and Ground Rules)
- 用語と定義 (Terms and Definitions)
- MPS ガバナンス (MPS-Governance)
- MPS 使用禁止化学物質リスト (MPS-List Prohibited Active Substances) ; 別紙にて提供
- サンプリング審査対象選定方法 (MPS-ABC Selection Sampling Method)

MPS-ABC 認証に関連する以下の文書

- MPS ビネット (参加者ロゴマーク) 使用規則 (Instructions for use of the MPS vignette)
- MPS グループラベル ガイドライン (Guidelines-MPS-Group-Label)

MPS-ABC 認証規格 第 16.2 版は 2023 年 10 月 7 日より適用されます。

本抄訳は認証参加者の理解を優先するため、原文に対して追記または省略した部分が含まれています。本抄訳における記述に関わらず、MPS-ABC 認証はオランダ語版の認証規格に基づいて運用されます。オランダ語版および英語版の関連文書は MPS 本部のホームページからダウンロードできます。

この認証規格のいかなる部分も、MPS の事前の承諾なしにコピーや掲載を禁止します。

Certification Criteria ; 認証要件

MPS-ABC について

制度の目的 :

MPS-ABC は作物保護剤・肥料・エネルギー・廃棄物・水などの環境問題のテーマに関して、参加生産者の使用量を記録し、よく似た生産環境でよく似た作物を生産している生産者と比較することにより、自然環境に対するパフォーマンスを可視化します。使用量はポイント換算され、自然環境への配慮の程度から A+・A・B・C のランクに分けられた認証資格が発行されます。参加者は表やグラフを通じて評価結果を知る事ができます。MPS-ABC は、農業生産行為がもたらす自然環境への影響に関して透明性を担保するとともに、より持続可能な花き生産を実現するためのサポートとなるシステムです。

他の MPS 認証規格との関連 :

MPS-ABC は参加者からの報告に基づく認証規格ですが、農業生産行為の持続性可能性や検証可能性をさらに高めた他の MPS 認証規格へステップアップすることもできます。例えば、MPS-ABC は MPS-GAP および MPS-SQ 認証規格を取得するためのベースとなっています。MPS-GAP はトレーサビリティ・環境保全・安全で衛生的な作業環境に関する認証規格であり、MPS-SQ は適正な労働条件に関する認証です。さらに MPS-ABC は、MPS-ProductProof に加入するための条件にもなっています。MPS-ProductProof は花き販売店からの要望に応じて、特定の農薬などを使用しないで生産した製品であることを保証するための認証規格です。

適合性認定

この認証規格はオランダ適合性認定評議会により ISO 17065 に基づいた評価がなされています。MPS に代わって審査および認証を行う認証機関は ISO 17065 の認定を受けています。

MPS-ABC 認証要件

A. MPS-ABC への基本的な参加要件

A.1	認証機関は参加者のサインのある MPS-ABC 参加見積書のコピーと、認証への参加に関する三者契約書を保有する。
	MPS-ABC に参加を希望する生産者は、認証機関に申込みを行い、参加見積書にサインし提出した後のみ参加が認められる。
A.2	MPS-ABC は農業経営体全体の記録保持システムである。
A.2.1.	MPS-ABC は、使用量記録に基づいた個人・法人全体の認証資格である。それゆえ栽培している作物を個別に、あるいは一部の作物のみを対象として参加することはできない。農地の一部や特定の農場のみを対象として参加することもできない。多角的な農業経営を行なっている参加者は、全ての農業生産活動における使用量を記録しなければならない。
A.2.2	参加者に複数の農場がある場合は、同じ MPS 番号のもとで、生産サイト単位で使用量の記録を行う。
A.2.3	農業用と非農業用の使用量を区別できない場合 (例えば事務所や住居の電気使用量など)、全体の合計使用量を記録しなければならない。
A.2.4	農業用と非農業用の使用量が明確に区別できる場合であっても、審査に必要と判断できる正当な理由がある場合、MPS は参加者に対して非農業用の使用量についても記録も残すよう要求することがある。
A3	会計を別にする複数法人の参加について。 個別に登記され別会計になっている複数の農業生産法人等の参加にあたっては、それぞれ別の MPS 番号を取得して個別に参加することができる。ただしその際、認証機関を通じて MPS の承認を必要とする。同一の MPS 番号に対して、法人別・部門別に分割した複数の請求書を発行することはしない。
A4	参加者は常に支払い義務を履行しなければならない。 MPS-ABC 参加契約書へのサインにより、参加者には支払い義務が発生する。請求書の送付および随時連絡によって参加者に MPS-ABC への参加費用が通知され、参加者は支払い義務に応じる責任がある。
A5	参加者は苦情対応記録を保管しなければならない。 参加者は、他の参加者・流通関係者・市場関係者等からの、MPS に関連する苦情やコメント等を記録し保管しなければならない。この記録には、苦情やコメント等への対応内容も含まれる。

B. 一般的な要件

MPS 記録保持環境には対応する入力項目はないが、認証資格に要求される全般的な事項

B.1	借入地での生産履歴および委託栽培先の生産履歴
B.1.1	借入地での耕作や、自社商品の生産を他の生産者に委託して栽培している場合、それらの圃場および委託先は、MPS 記録保持環境に生産サイトとして登録しなければならない。 *サブレコードごとに生産サイトとして登録が必要な数については MPS-ABC の実施手法と基本ルールを参照する
B.1.2	全ての借入地または委託栽培先ごとに、栽培されている作物または作物グループの種類と面積などの詳細、および 4 週間ごとの作物保護剤、肥料、エネルギー、および水の使用量を、サブレコードとして使用しなければならない。
B.2	作物保護剤と有効成分
B.2.1	MPS 使用禁止化学物質リストの成分を含む作物保護剤 (MPS 禁止農薬) を使用または保管してはならない。 i. 参加者の農場内では、参加者以外の第三者による使用も禁止する。 ii. 農業生産場面だけでなく、包装資材の消毒のための使用も禁止する。 iii. 使用禁止または期限切れ農薬を適切に処分するための収集場所や処分場がその地域にない場合、それらの農薬は使用期限切れとラベルを付けたうえで、施錠された場所で一時的に保管される場合があります。
B.2.2	国内で未登録の農薬成分を含む作物保護剤は使用してはならない。 i. 参加者の農場内では、参加者以外の第三者による使用も禁止する。 ii. 農業生産場面だけでなく、包装資材の消毒のための使用も禁止する。 iii. 使用禁止または期限切れ農薬を適切に処分するための収集場所や処分場がその地域にない場合、それらの農薬は使用期限切れとラベルを付けたうえで、施錠された場所で一時的に保管される場合があります。
B.3	総合的病害虫管理 (IPM) 計画
	参加者は、下記の項目を含む総合的病害虫管理 (IPM) 計画を作成しなければならない。 ただし、山採りした植物のみを扱う参加者においてはこの限りではない。 i. 参加者圃場で経済的な被害が生じるおそれのある病害虫の記述 (作物ごと) ii. 各病害虫の被害症状の特徴と、経済的に許容される発生水準の記述 *これは、インターネット上で閲覧できる病害虫図鑑や解説記事への参照でもかまいません。 iii. それぞれの病害虫について、発生予防のために実行可能な対策の記述 iv. 病害虫の発生モニタリング方法と、実際の発生調査記録 v. 防除記録には、その防除の目的 (対象病害虫など) を記載する vi. 病害虫の薬剤抵抗性発達を防ぐために取り組んだことの記述
B.4	山採りもの
B.4.1	自生植物の採集 (山採り) には、所有者からの正式な許可を得なければならない。参加者はそのことを証明できる、下記の項目を含む文書を保管しなければならない。これは参加者以外の第三者による採集の場合にも適用される。 i. 所有者が採集の許可を与えていること ii. 採集する対象と採集量に許可が得られていること iii. 採集物には作物保護剤や肥料が使用されていないと言い切れること
B.4.2	山採りを許可された場所の面積は MPS-ABC の記録には含めない
B.4.3	山採りものを扱う場合には、下記の項目を含む台帳を作成して記録管理しなければならない。 i. 参加者自身で採集した植物と数量 ii. 参加者以外の第三者が採集した植物と数量、仕入れ先別に iii. 販売した植物と数量、販売先別に
B.5	自社生産を補完するための最終製品の購入
B.5.1	参加者自身の生産物の出荷にあたり、他の生産者から最終製品を購入して出荷数量の補完を行う場合、参加者自身の MPS-ABC 認証資格と同じか、それ以上の認証資格を有する生産者から購入しなければならない。
B.5.2	参加者自身の MPS-ABC 認証資格よりも低い認証資格を持つ生産者から購入した最終製品は、その低い認証資格を (製品ラベルや納品書等に購入元の MPS 番号を記載するなどして) 消費者に提示している場合のみ再販できる。その際、以下の記録を証明用に保管しなければならない; 購入元の生産者の MPS 番号、購入時の認証資格、購入した製品の数、納品書のコピー。
B.5.3	購入した花き製品を参加者自身でしばらく管理してから出荷する場合、下記のいずれかを満たしていなければならない

	<p>ならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> i. 参加者自身の MPS-ABC 認証資格と同じか、それ以上の認証資格を有する生産者からの購入 ii. 少なくとも 3 ヶ月間、参加者の農場で栽培管理を行うこと（栽培期間が 3 ヶ月より短い花き製品の場合は、少なくとも全栽培期間の 2/3 を参加者の農場で栽培管理すること）
--	--

C. 記録保持上の要件

これらの要求事項に従って、MPS 記録保持環境 (Record-Keeping Environment) への入力を行う

C.1	使用量データの送信期限
C.1.1	MPS 期 (4 週間) の全ての使用量を入力し、その期の終了後 5 営業日以内に送信の操作を行うこと。
C.2	一般情報 (General Information Form)
C.2.1	参加者に関する一般情報を全て記入し送信すること (「Company Questionnaire」から回答する)。 <ul style="list-style-type: none"> i. 真実のまま全てに記入し、記録保持の開始前に送信すること ii. 一般情報の内容に変更があった場合、10 営業日以内に修正して再送信すること
C.2.2	生産サイトに関する一般情報を全て記入し送信すること (「Site Questionnaire」から回答する)。 <ul style="list-style-type: none"> i. 真実のまま全てに記入し、全ての生産サイト分を記録保持の開始前に送信すること ii. 一般情報の内容に変更があった場合、10 営業日以内に修正して再送信すること
C.3	栽培計画
C.3.1	以下の項目を含む栽培計画を、生産サイトごとに作成すること。 <ul style="list-style-type: none"> i. 作物 (作物名と土耕・培地など栽培方法の区分) ii. 圃場 (施設・露地の区分と圃場面積、圃場の名称) iii. 圃場ごとの作物栽培計画 iv. 環境認証資格を有する種苗の利用比率
C.3.2	栽培計画で作成した圃場面積の合計は、その生産サイトの一般情報 (Site Questionnaire) で記入された面積と合致していなければならない。
C.3.3	栽培計画は常に最新の状態で更新されなければならない。各 MPS 期の終了後 10 営業日以内に栽培面積等の変更を反映すること。
C.4	種苗の購入記録
C.4.1	認証取得会社からの種苗を購入したことによる (ボーナス) 資格ポイントを得るためには、以下を含む情報を生産サイトごとに記録すること。 <ul style="list-style-type: none"> i. 購入日 ii. 購入先名 iii. 作物名または作物グループ名 iv. 数量 v. 環境認証資格の有無 (MPS-ABC 認証資格を有している種苗会社からの購入など)
C.4.2	種苗の購入記録は記録保持環境に保存するか、別の会計システム等に保存されたものを審査の際に提示する必要があります。
C.5	エネルギーメーター
	電力・ガス使用量の記録前にエネルギーメーター (energy meters) の設定を行う。個別のエネルギーメーターごとに、以下の項目について記録方法を選択し決定する。 <ul style="list-style-type: none"> i. 基本的な記録方法 (請求書ベース/生産サイトの合計/複数のメーター) ii. エネルギーメーターの識別名 iii. メーターの値を読んで入力するか、使用した量を入力するか iv. 使用中か休止中か v. 100%クリーンエネルギーか否か (供給源のメーターに適用)
C.6	作物保護剤の使用記録
C.6.1	栽培中から収穫後出荷までの間の全ての作物保護剤の使用について、下記の項目を記録しなければならない。委託栽培先で使用された作物保護剤についても同様に記録しなければならない。 <ul style="list-style-type: none"> i. 作物保護剤の名称と MPS コード ii. 使用量 iii. 使用日

	iv. 自身で使用したか、外部の委託業者が使用したか v. 使用した圃場・作物
C.6.2	作物保護剤の使用量は作物または作物グループごと、防除作業ごとに記録する。
C.7	肥料の使用記録
C.7.1	栽培中から収穫後出荷までの間の全ての肥料の使用について、下記の項目を記録しなければならない。培土あらかじめに混合された肥料や委託栽培先で使用された肥料についても同様に記録しなければならない。 i. 肥料の名称と MPS コード ii. 使用量 iii. NPK 成分の含有量 (MPS コード登録されていない場合)
C.7.2	肥料の使用量は作物または作物グループごと、施肥作業ごとに記録する。
C.8	エネルギーの使用記録
	栽培中から収穫後出荷までの間の全てのエネルギーの使用について、下記の項目を記録しなければならない。 i. 電力・ガスメーターの検針日、請求書ベースでの入力の場合は対象期間 ii. 電力・ガスメーターの値、または使用量 iii. 電力・ガスのクリーンエネルギーの割合 iv. ガスの熱量換算係数 v. その他の燃料の名称と MPS コード vi. 使用量と単位
C.9	水の使用記録
	人為的にかん水に使用した水について、MPS 期ごとに下記の項目を記録しなければならない。 i. 使用量 (m3) ii. 水源 (水道水・農業用水、地下水・湧水、雨水など)

D. 会社審査

D.1	会計帳簿類
	会社審査が行われる際には、参加者の会計帳簿類が全て参照可能な状況になければならない。
D.2	審査の受け入れ
	参加者は、認証機関による会社審査の実施を受け入れなければならない。
D.3	審査の準備
	参加者は、会社審査において下記の資料が提示できるよう適切に準備しなければならない。 i. 完全で正確な記録 ii. 作物保護剤と肥料の購入記録、または記録保持環境の在庫管理記録を参照できるようにする
D.4	審査への対応
	参加者は、会社審査が適切に行われるために以下の責任を果たさなければならない。 i. 使用した資材の MPS コードが未登録の場合、新規コードをリクエストする ii. 審査がスムーズに進むよう配慮する

E. サンプル審査

E.1	サンプリングの受け入れ
	参加者は、サンプリング審査のために、MPS または認証機関による植物サンプルの採取を受け入れなければならない。
E.2	サンプル分析
	採取したサンプルの残留農薬分析で、参加者が記録したものの以外の農薬成分が検出されてはならない。

MPS-ABC 制裁規則

再審査ならびに再サンプリングに要した経費は参加者の負担となります。RI (Reliability Index) は信頼度指標を、NQ (Not Qualified) は認証資格無しの状態を表します。

A. 基本的な参加要件への違反行為

	要求事項	違反行為	認証資格への影響	再審査	再サンプリング	RI への影響
A.1	認証機関は参加者のサインのある MPS-ABC 参加見積書のコピーを保有する	認証機関は参加者のサインのある参加見積書のコピーを受け取っていない	生産履歴管理を開始できない			
A.2	参加者の農業生産活動全体について使用量を記録する	使用量の記録がない作物または生産サイトがある	NQ ; 是正されるまで			
A.3	会計を同じくする個人・法人には同一の MPS 番号が与えられる	農業経営体の一部門が MPS 認証の対象になっていないか、別の MPS 番号を保有している	NQ ; 是正されるまで			
A.4	参加者は支払義務を履行しなければならない	支払義務の履行が不完全	NQ ; 是正されるまで			
A.5	参加者は苦情対応記録を保管しなければならない	苦情対応記録が存在しない	3ヶ月以内に是正すること			
		定められた期間内に是正措置がとられていない	NQ ; 是正されるまで			

B. 全般的な要件への違反行為

	要求事項	違反行為	認証資格への影響	再審査	再サンプリング	RI への影響
B.1	借入地および委託栽培先の生産履歴が記録されていなければならない	生産履歴が記録されていない借入地および委託栽培先がある	直接の影響なし 12 週間以内に是正すること			
		記録内容が認証要件 B.1.2 を満たしていない	NQ ; 是正されるまで			
		定められた期間内に是正措置がとられていない	NQ ; 是正されるまで			-10
B.2	MPS-ABC 認証要件で認められた作物保護剤のみ使用しても良い	会社審査により国内未登録の農薬使用が見つかった	NQ ; 12 週間			
		MPS 禁止農薬の使用記録が見つかった	NQ ; 12 週間			
		会社審査により MPS 禁止農薬の在庫が見つかった	直接の影響なし 12 週間以内に是正すること			
		定められた期間内に廃棄または使用不可と表示し施錠して封印などの是正措置がとられていない	NQ ; 是正されるまで			
B.3	総合的病害虫管理 (IPM) 計画を作成し更新しなければならない (山採りのみの参加者は対象外)	認証要件 B.3 を満たす計画が作成されていない	直接の影響なし 12 週間以内に是正すること			
		定められた期間内に是正措置がとられていない	NQ ; 是正されるまで			
B.4	山採りものに関する諸要件を遵守する	山採りものに関する要件が満たされていない	直接の影響なし 12 週間以内に是正すること			
		定められた期間内に是正措置がとられていない	NQ ; 是正されるまで			

B.5	最終製品の購入に関する諸要件を遵守する	自身の MPS-ABC 認証資格よりも低い生産者から購入した最終製品を、適切な表示なしに販売している	直接の影響なし 12 週間以内に今後の是正計画を報告すること			
		定められた期間内に是正措置がとられていない	NQ ; 是正されるまで			

C. 記録保持上の要件への違反行為

	要求事項	違反行為	認証資格への影響	再審査	再サンプリング	RI への影響
C.1	最新で完全な記録が送信・登録されていること	登録週に記録が送信・登録されていない				-2 ×期数
		四半期の資格審査時に記録が不完全な MPS 期がある	NQ ; 是正されるまで			
		連続した 13 期 (1 年) 分の記録が登録されていない	NQ ; 13 期分の記録が登録され、会社審査が実施されるまで			
C.2	参加者に関する一般情報を全て記入し送信すること	一般情報に不備があるか、更新されていない	直接の影響なし 12 週間以内に是正すること			
		定められた期間内に是正措置がとられていない	NQ ; 是正されるまで			
C.3	栽培計画を生産サイトごとに作成すること	栽培計画に不備があるか、更新されていない	直接の影響なし 12 週間以内に是正すること			
		定められた期間内に是正措置がとられていない	NQ ; 是正されるまで			
C.4	認証種苗の利用による資格ポイントを得るためには、認証要件 C.4 を満たした記録があること	審査時に種苗の購入記録に不備がある	直接の影響なし 12 週間以内に是正すること			
		定められた期間内に是正措置がとられていない	NQ ; 是正されるまで			
C.5	エネルギーメーターを設定してエネルギー使用量を記録すること	メーターが適切に設定されていない	直接の影響なし 12 週間以内に是正すること			
		定められた期間内に是正措置がとられていない	NQ ; 是正されるまで			
C.6 ～ C.9	認証要件 C.6～C.9 を満たした記録があること	初回審査時に、使用量記録に大きな差異が見つかった	直接の影響なし データ修正後に認証資格が発行される	24 週間後		
		会社審査時に、使用量記録に小さな差異が見つかった	認証機関によるデータ修正			-5
		会社審査時に、使用量記録に大きな差異が見つかった	認証機関によるデータ修正	24 週間後		-15
		再審査時に、使用量記録にまた大きな差異が見つかった	NQ ; 12 週間 認証機関によるデータ修正	24 週間後		-20

D. 会社審査に関する違反行為

	要求事項	違反行為	認証資格への影響	再審査	再サンプリング	RI への影響
D.1	会社審査時に会計帳簿類が全て参照できなければならない	全ての会計帳簿類が揃っていない	直接の影響なし 審査は実施できない	8週以内		
		再審査時にも全ての会計帳簿類が揃っていない	NQ ; 12 週間	12 週間後		
D.2	参加者は認証機関による会社審査を受け入れなければならない	会社審査の予定を正当な理由によりキャンセルした	直接の影響なし	8週以内		
		会社審査の予定を正当な理由なくキャンセルした	直接の影響なし	8週以内		
		再審査の予を再び正当な理由なくキャンセルした	NQ ; 12 週間	12 週以内		
D.3	参加者は会社審査前に適切な準備を行わなければならない	会社審査の時点で、生産履歴管理の記録が不完全なため、NQ(資格無し)の状態になっている	直接の影響なし すみやかに是正し、認証資格を回復する	記録が正しい次第		
		生産履歴管理の記録作業が遅れたため、使用量の取りまとめが審査日に間に合わなかった	直接の影響なし 参加者の経費で新たな審査日を設定する			
D.4	参加者は会社審査時に適切な配慮をしなければならない	MPS コード未登録の資材を使用した が新規コードを申請していない	直接の影響なし 4 週間以内に新規コードを申請する			
		参加者が会社審査の遂行に必要な許可を与えなかった	直接の影響なし 4 週間以内に審査員に許可を与える			
		定められた期間内に是正措置がとられていない	NQ ; 是正されるまで			

E. サンプリング審査に関する違反行為

	要求事項	違反行為	認証資格への影響	再審査	再サンプリング	RI への影響
E.1	参加者は、参加者の農場からの植物サンプルの採取を受け入れなければならない	サンプル採取のための農場への立ち入りを、正当な理由なく断った			2 週間以内	-10
		サンプルを採取する生産サイトを自由に選べず、参加者が指定した			2 週間以内	-10
		再サンプリングの際も生産サイトを自由に選べず、参加者が指定した	NQ ; 12 週間			-20
E.2	生産履歴管理の記録内容と植物サンプルの残留農薬分析結果が合致していなければならない	分析結果から、未記録の作物保護剤の使用が判明した ; MPS で使用が認められているもの	直接の影響なし 使用記録を訂正する			-5
		分析結果から、未記録の作物保護剤の使用が判明した ; 国内未登録の農薬	NQ ; 12 週間 使用記録を訂正する			-15
		分析結果から、未記録の作物保護剤の使用が判明した ; MPS 禁止農薬	NQ ; 12 週間 使用記録を訂正する			-15

Method and Ground Rules (実施手法と基本ルール)

1. MPS-ABC のプロセス

1.1. MPS-ABC 認証プロセス

新規参加者の認証資格取得までのプロセスと、その後認証資格を継続してゆくプロセスに分けて説明します。

1.1.1. 認証と認証資格について

(この日本語抄訳では、証明書を意味する certificate を「認証」、資格を意味する qualification を「認証資格」と訳すようにしていますが、日本語での表現を優先する場合にはその限りではありません。)

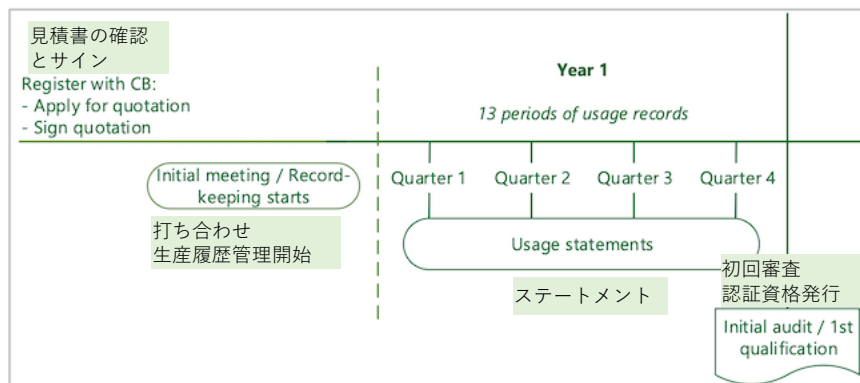
MPS-ABC 認証は、栽培者が MPS-ABC 認証基準のすべての要件を満たしていることの証明です。

MPS-ABC 認証資格は、評価ポイントに基づいて A +、A、B、C にランク分けされた資格のことです。

MPS-ABC 認証と認証資格は同時に発行されますので、認証が発行されていない参加者は認証資格を取得することができず、その逆も同様です。生産者の最新の状況を反映するために、認証資格は年に 4 回計算されます。そのため、発行された MPS-ABC 認証の有効期間は最大でも 1 四半期 (3 または 4 つの MPS 期) です。

1.1.2. MPS-ABC 新規参加者

新規参加者は、まず MPS-ABC 参加費用の見積書を確認し、見積書と契約書にサインをして認証機関 (Certification Body; CB) に提出します。その後、参加者は MPS カスタマーポータルと記録保持環境にアクセスできるようになります。新規参加者の認証プロセスを下図に示します。



MPS グループ社員と打合せを行い、記録保持環境の操作方法と基本設定の説明を受けます。全ての設定が終了すれば使用量の記録が可能になります。

MPS 記録保持環境に使用量を記録する

MPS-ABC 認証と認証資格を取得するためには MPS 13 期 (1 年間) の使用量記録が必要です。また、記録内容は「Certification Criteria ; 認証要件」で定めるところを満たしていなければなりません。資格取得までに要する期間を短縮できる条件に関しては、この文書の 1.3.項で説明します。複数の生産場所・農場がある場合には、それらを「生産サイト」としてシステムに登録し、個別に使用量の記録を行います。全ての生産サイトで MPS 13 期 (1 年間) の使用量が記録されなければ、参加者への MPS-ABC 認証資格は発行されません。

ステートメント

MPS 四半期の終了後、PDF 形式のステートメント (計算結果) が発行されます。これには参加者が記録した使用量の概要と、認証資格の審査基準との比較などが示されています。

初回審査

連続する 10 期から 16 期の使用量が記録されると、認証機関に申し出て初回審査を計画することが可能になります。初回審査では、参加者が「Certification Criteria ; 認証要件」で定められた要件を全て満たしているかどうかを確認します。初回審査の結果から認証機関は認証発行の可否を判断します。

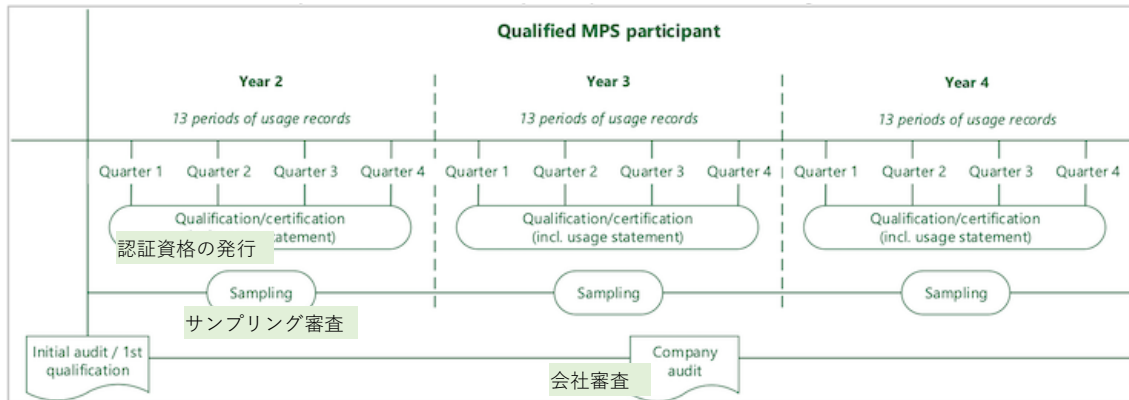
MPS-ABC 認証と認証資格の発行

参加者が連続した MPS 期 13 期 (1 年間) の記録をおこない、初回審査とサンプリング審査に合格している場合、最初の MPS-ABC 認証が発行され認証資格のランクが計算されます。MPS は認証機関に、認証資格の計算に必要な

な情報を提供し、それらは認証機関の責任の下で利用されます。

1.1.3. MPS-ABC 認証資格の維持

認証資格を取得した後、それを継続してゆくためのプロセスを下図に示します。



記録保持

継続的に MPS-ABC 認証資格が発行され続けるためには、「Certification Criteria；認証要件」で定められた記録保持上の要件を満たす必要があります。認証および認証資格は MPS13 期（1 年間）の使用量記録が揃っている場合にのみ発行されます。

記録保持状況の定期チェック

認証機関は参加者の記録保持状況を定期的にチェックします。MPS は、認証機関の責任において完全に自動化されたチェックを実施し、参加者の MPS13 期（1 年間）の記録状況を認証機関に提供します。また同時に MPS 禁止農薬の使用記録についてもチェックが行われます。これらのプロセスの詳細については 1.2.1.項を参照してください。参加者がこの定期チェックに合格すると、新しい認証資格が計算されます。

また、この定期的なチェックの際に、認証機関による記録内容の評価が実施されることがあり、認証機関は記録内容を基に参加者に追加の情報提供を要求することがあります。

会社審査

参加者の信頼度指標（RI）に応じて、少なくとも 3 年に 1 回以上の会社審査を実施します。会社審査は参加者の一つまたは複数の生産サイトに対して実施されます。この審査の目的は、参加者が「Certification Criteria；認証要件」で定められた全ての要件を満たしているか確認することです。会社審査の結果により、記録された使用量の修正を行うことがあります。これらの修正は、参加者の認証資格に影響を与えます。

会社監査の結果をもとに認証機関は合否の判定を行います。会社審査への合格は、その参加者が、原則的に今後 3 年間、四半期ごとに認証の発行を受けるための要件を全て満たしていることを意味します。

四半期ごとの認証と認証資格の発行

各 MPS 四半期の終了後、新しい認証を発行できるかどうかを確認され、認証資格ランクが再計算されます。MPS は認証機関にこの計算に必要な情報を提供し、それらは認証機関の責任において使用されます。四半期ごとに新しい認証が発行するための要件は次のとおりです；

- 会社審査に合格してから 3 年以内であること
- 定期的な記録状況のチェックに合格し、A+、A、B、または C の認証資格ランクが計算されていること
- 本年または昨年、サンプリング審査が実施されていること
- 認証に影響する制裁措置を受けていないこと

サンプリング審査

記録保持状況の定期チェックや会社審査に加えて、公正な方法によるサンプリング審査も実施されます。審査会社の判断または MPS の要望により、サンプリング審査を行う参加者が決定されます。サンプリング審査は参加者が正しく記録を行っていることを検証するための抜き打ち検査となります。

再審査

会社審査による修正の結果、認証資格判定のための評価ポイントが 10 点以上変化した場合、認証要件の定めに基づき再審査が実施されます。再審査の実施要領は以下の通りです。

- 審査時間：通常の会社審査にかかる時間の半分まで。
(短時間で終了した場合、実際にかかった時間で審査コストが計算される)
- 審査コスト：再審査に要する費用は参加者に請求される。
- 再審査は差異が生じた原因に焦点を当てて行われる。例えば、農薬の使用記録が不正確で評価点に差異が生じた場合、農薬の使用記録を対象に審査が実施される。
- 再審査はリモートで実施される。
- 再審査は差異が発見された会社審査から 24 週間後に実施される。

1.1.4. MPS-ABC 認証資格ランク

参加者の認証資格は年 4 回計算され、審査結果の反映など必要に応じて訂正されます。参加者の状況ごとに発行される MPS-ABC 認証資格ランクの一覧を以下に示します。

状況	資格ランク
記録が完全で認証要件を満たしている、初回審査に合格している、他	A+, A, B, C
MPS 四半期のどこかのタイミングで一時的に記録が不完全となる	A+, A, B, C
四半期終了後の認証資格の再計算時にまだ記録が不完全のまま	NQ (資格無し)
新規参加者で連続 13 期の記録がないか、初回審査に未合格	Participant (参加者)
制裁中 (MPS 禁止農薬を使用、違反行為を繰り返す、等)	NQ (資格無し)

A+, A, B, C の認証資格ランクは環境問題のテーマ (作物保護剤、肥料、エネルギー、廃棄物、水) ごとに、参加者の記録内容を評価基準 (生産圃場の立地条件に応じて設定) と比較して決定されます。詳細は 2. 項で説明します。NQ (not qualified: 資格なし) とは、参加者が認証要件を満たしておらず、認証を取得していない状態を意味します。MPS の消費者向け認証資格照会サイトなど、さまざまな情報提供の場面でも、その参加者が NQ (資格なし) の状態であることが表示されます。

1.2. 記録内容の審査

会社審査時に、認証機関は使用量記録が帳簿類と一致しているかどうかについて、認証基準の要件に従ってチェックします。

参加者による正確で完全な記録保持は、四半期ごとの認証資格の計算に重要なため、使用記録に対して以下の追加チェックが実施されます。

1) 記録内容のチェック：

認証機関は記録保持環境の記録内容から、使用された作物保護剤が国内未登録の農薬でないか、MPS 禁止農薬でないかをチェックします。記録内容のチェックまたは会社審査において不自然な使用量の記録が見つかった場合、サンプリング審査を実施する対象となる可能性があります。サンプリングの対象となる参加者は他にもランダムに決定されます。

2) サンプリング審査によるチェック：

認証機関は植物サンプルの残留分析結果から、作物保護剤の使用記録が正確かどうか、国内未登録の農薬や MPS 禁止農薬が使用されていないかチェックします。サンプリング審査の結果は使用記録と合致していなければなりません。

1.2.1. 使用記録のチェック

記録保持環境に作物保護剤の使用量が記録されると、その有効成分が国内で農薬登録されているかどうか、MPS 使用禁止化学物質リストに入っていないかがチェックされます。未登録の成分や MPS 禁止農薬の成分が見つかった場合、参加者にその由の通知がなされます。通知後 5 営業日以内に返答がないか、参加者が使用を認めた場合には、「Certification Criteria: 認証要件」の制裁規則に従って制裁が科せられます。

定められた期間内に、参加者が、この有効成分を使用していないと返答した場合、MPS は認証機関に代わって詳細な調査を実施し、なぜこの有効成分が検出されたのかを確認し、結果を認証機関に報告します。

制裁を課すかどうか最終的な判断は認証機関に委ねられます。

1.2.2. サンプリング審査によるチェック

ランダムに実施されるサンプリング審査の目的は、使用された有効成分が全て記録されているかどうかを確認することです。また、国内で未登録の成分や MPS 使用禁止化学物質リストの成分についてもチェックを行います。

公正なサンプリング

参加者の農場からのサンプル採取は最大 5 営業日前に参加者に連絡されますが、予告なしに行うことがあります。分析機関の従業員、審査員または認証機関の社員が独自の判断で、無作為にサンプルの採取を行います。原則と

してその農場の主要作物から、農薬の交差汚染に留意して 250g 以上のサンプルを採取します。サンプルの採取時には、採取した場所やどのタイプのサンプルを採取したか等について出来る限り詳細な記録をとっておきます。

残留農薬分析とその後のプロセス

サンプルの残留農薬分析は ISO17025 認定の分析機関で行われます。MPS-ABC では限界値を 0.1mg/kg に設定しています。MPS は分析結果を評価した後、結果が参加者に通知されます。5 営業日以内に参加者から返答がない場合、結果に同意したものとみなします。参加者が同意しない場合、MPS では検出された成分が植物体内で代謝によって生じたものかどうか、または外部からドリフト等により混入したものかどうかを確認します。後者の場合、再度のサンプル採取や状況のレポート等の証拠が必要となります。証拠が提出できないときはサンプル B を使用して再度分析を行います。サンプル B の分析を同じ分析機関で行なった場合、サンプル B の結果が結論となります。他の分析機関で行なった場合、2 つの結果の平均が結論となります。この結論により当初の分析結果が誤りとされた場合には、サンプル B の分析費用は認証機関の負担となります。それ以外の場合、分析費用は参加者に請求されます。

検出された全ての有効成分が参加者の記録にあれば、認証資格ランクには影響を与えません。未記録の有効成分が検出されたとの結論に至った場合には、「Certification Criteria；認証要件」の制裁規則に従って制裁が科せられます。

1.3. 過去に遡って記録できる期間

MPS の記録保持環境で入力可能な期間は MPS 7 期分（現在の MPS 期とその前の 6 期分）です。この期間内であれば、過去の使用量記録を遡及的に（遡って）入力や訂正を行うことが可能です。

1.3.1. 新規参加者が遡及的な記録を行える条件

MPS-ABC 新規参加者が、記録保持の開始と同時に、これまでの MPS 7 期分を記録することもできます。それにより早期に MPS-ABC 認証資格を取得することが可能になります。ただし、以下の重要な要求事項を満たさなければなりません。

- 1) 記録可能な過去のデータを有している
- 2) 初回審査の実施スケジュールについて認証機関と合意されている
- 3) 遡及的な記録を行う期間は MPS の請求書に反映されており、支払済み
- 4) 記録保持の開始日は MPS 四半期の初日とする

1.3.2. 認証資格を維持する上での注意点

上記の通り、MPS-ABC 参加者は MPS 7 期分の使用量記録を過去に遡って入力や訂正を行うことができます。ただし、すでに審査が終わった期の記録は遡って入力や訂正はできません。

ある期の使用量の記録と送信が遅れ、記録保持環境の入力可能期間を過ぎてしまった場合、その参加者の認証資格は取り消され「新規参加者」の扱いとなります。再び認証資格を取得するには新規参加者と同様の初回審査実施要件を満たし、審査に合格しなければなりません。

2. 評価基準、評価ポイントの配点、国のグループ分け

MPS-ABC では、参加者は使用量記録に基づいて最大 110 点の評価ポイントを与えられます。評価ポイントは以下の 5 つの環境問題のテーマを網羅しています。

- 作物保護剤
- 肥料
- エネルギー
- 水
- 廃棄物

それぞれの環境問題のテーマについては 3. 項で説明します。

2.1. 評価ポイントの配点と国のグループ分け

MPS-ABC では参加者は最大 110 点の評価ポイントを獲得できます。獲得した点数は認証資格ランクと関連しており、それを下の図に示します。

Participant <10 points	C (10 – 54,9 points)	B (55 - 69,9 points)	A (70 – 110 points)	A+ (≥ 90 points*)
	* Additional requirements for MPS A+ status: - Total number of points: ≥ 90 points - Crop protection: > 85% of max. score - Fertilisers: > 75% of max. score - Energy: > 75% of max. score			* 資格ランク A+の条件 - 総合ポイント：90 点以上 - 作物保護剤：最大配点の 85%超 - 肥料：最大配点の 75%超 - エネルギー：最大配点の 75%超

最大 110 点の評価ポイントを環境問題のテーマ別に配点する基本的な方法には 5 通りあり、それぞれ適用される国がグループ分けされています。日本に適用されている配点は付属資料に示します。

実際の配点には生産場所の要因が考慮され、在住する国と栽培環境（施設栽培か露地栽培か）をもとにして参加者ごとに設定されます。

2.2. 評価基準

環境問題のテーマ別の評価ポイントは、面積（ha）当たり使用量の上限値と下限値をもとに計算されます。上限値を 0 点・下限値を満点としてこの間を直線で結び、参加者の使用量に応じた点数を与えます。使用量が下限値を下回っても満点のまま、上限値を超過しても 0 点のままです。ただし「赤」と「橙」に分類される作物保護剤に関しては、0 点以下の部分にまで直線関係を延長し、上限値を超えた使用量に対してマイナス点を与えます。それでも、「緑」を含めた作物保護剤の総点数までマイナスにすることはなく、最低は 0 点になります。

上限値・下限値などの評価基準は環境クラスター（environmental clusters）を基に決定されます。環境クラスターとは、生産環境・病害虫発生・生長温度・肥培管理が似ている作物栽培体系の集まりです。環境クラスターごとに作物保護剤・肥料・エネルギーの評価基準が設定されており、それには以下に示すものを含め様々な要因が考慮されています。

評価ポイント上位 20%の参加者の使用量（下限値設定のため）

評価ポイント下位 20%の参加者の使用量（上限値設定のため）

参加者の認証資格ランク（A+、A、B、C）の散らばり具合

さらに、この評価基準は定期的に見直しされます。各環境クラスターにおける最新の使用量記録から、新たな上限値・下限値が決定されます。そのため、例えばそれまで A ランクと判定されていた使用量が、新たな評価基準では B ランクになるかも知れません。評価基準の変更は参加者に随時通知されます。

記録保持環境の作物栽培面積に基づいて、参加者それぞれの評価基準が、環境問題のテーマ別に計算され設定されます。これは参加者が自身の植物保護剤や肥料などの使用量に関して、同様の環境で同様の作物を栽培している他の生産者と比べ、どの程度なのか明確になるということです。さらに、評価基準が最新の使用量記録を反映して毎年更新されるため、MPS-ABC 参加者は継続的に、より持続可能性の高い生産体制の構築を目指すよう働きかけられます。

最新の評価基準は MPS カスタマーポータル（MPS Customer Portal）のウェブサイトから、MPS-ABC 参加者のみ参照することができます。

3. 環境問題のテーマ

MPS-ABC は、環境問題に関する 5 つのテーマ；作物保護剤・肥料・エネルギー・廃棄物・水の使用記録を管理するシステムで構成されています。それぞれのテーマごとに記録が必要な項目は「Certification Criteria；認証要件」にて定められています。以下では環境問題の各テーマについてより詳しく解説します。

3.1. 作物保護剤

作物保護剤は有効成分の使用量が評価基準となります。参加者が作物の栽培・保管・加工の過程で使用したすべての資材を記録しなければなりません。これには委託防除業者などの第三者が使用したものも含まれます。

MPS-ABC では、以下の資材について記録が必要です。

- 農薬（殺虫剤・殺菌剤・除草剤・植物生長調節剤・土壌消毒剤・展着剤など）
- 植物の生長調節に用いた資材
- 種子処理に用いた資材
- 生物的防除資材、天敵

- 界面活性剤
- 固着剤
- 前処理剤
- 洗浄剤、消毒剤
- 植物の洗浄消毒に用いたもの
- 施設や器材、培土の消毒に用いたもの
- 試験的に使用した資材
- 球根消毒に使用されたもの
- 培土に混合されたもの
- 病虫害対策で使用された資材全般
- 植物活性剤、バイオスティミュラント
- 遮光用のコーティング剤、剥離剤

施設の外周や非耕作地、家庭菜園などに使用した作物保護剤も記録しなければなりません。参加者の農場から採集された自然物を原料として参加者自らが加工・作製したものは記録する必要がありません。また、家畜に用いた動物薬も記録不要です。

農薬は当該国の法律や規制に従って正しく使用しなければなりません。最新の農薬登録情報のリストが生産現場で利用可能でなければならない、会社審査の際にチェックされることがあります。

3.2. 肥料

肥料は肥料成分の使用量が評価基準となります。参加者が作物の栽培・保管・加工の過程で使用したすべての資材を記録しなければなりません。これには委託作業業者などの第三者が使用したものも含まれます。

MPS-ABC では、以下の資材について記録が必要です。

- 固形肥料
- 液体肥料
- 化成肥料
- 有機肥料
- 土壌改良のための有機物
- 植物活性剤、バイオスティミュラント
- 微量元素
- 元肥
- 配合肥料
- 窒素およびリン酸を含まない肥料
- 培土に混合された肥料
- 促成栽培のための肥料
- 試験的に使用した肥料

以下のものは記録する必要はありません。

- 自家製の堆肥など、参加者の農場由来の自然物を原料として参加者自らが加工・作製したもの
- 原料は参加者の農場由来であるが他の場所で作られた堆肥、ただし参加者はこれを証明できること
- ピートモスなど肥料成分を含まない培養土原料で、ポットやコンテナに充填して使用するもの

3.3. エネルギー

エネルギーは、さまざまなエネルギーの使用量が評価基準となります。参加者が作物の栽培・保管・加工の過程で消費したすべてのエネルギーを記録しなければなりません。MPS-ABC では、各種エネルギーを以下の種類に区分します。

- ガス
- 電力
- クリーン電力、グリーン電力（化石燃料を利用しない発電によるもの）
- バイオマス他、生物由来のエネルギー
- 返送した電力
- 外部から加温用に供給を受けた熱量
- その他すべての燃料

ガスの使用量には事務所・保管庫・加工施設・自宅での使用、スチーマーや作業機械での使用を含みます。ガスメーターや検針記録によって農業用途以外の使用量を明確に区別できない限り、非農業用途を含むすべての使用量を記録しなければなりません。また、ガスの熱量換算係数とカロリーベースでの使用量の記録が必要です。

電力使用量には事務所・保管庫・加工施設・自宅での使用を含みます。電力メーターや検針記録によって農業用途以外の使用量を明確に区別できない限り、非農業用途を含むすべての使用量を記録しなければなりません。

農場外への輸送作業に使用したエネルギー（配送用トラックの燃料など）の記録は必要ありません。MPS-ABC では化石燃料の使用量を評価基準としています。クリーンエネルギーの利用は直接的な評価には結びつきませんが、化石燃料の使用量を減少させるため、間接的に評価ポイントを高める影響があります。

3.4. 水

水の利用方法の評価基準は参加者が属する国のグループによって変わります。参加者または生産サイトごとの一般情報（General Information Form、記録保持環境の「Company Questionnaire」または「Site Questionnaire」への回答のこと）を評価対象とする場合もあれば、水の使用記録を評価対象とする場合もあります。水資源が圧迫されている地域では、参加者は他の用途での水の利用に十分配慮する必要があります。

3.4.1. 一般情報（General Information Form）の対象項目

農業に利用できる水の総量は国や地域により違うため、水の使用量に対するポイント割り当ても地域によって異なります。日本に適用されている一般情報の対象項目は以下の2点です。

- 農薬散布の準備の際や農薬タンクを洗浄した水を収集して再利用しているか
- 点滴灌水または循環式灌水システムを、施設全体の95%以上で利用しているか

3.4.2. 使用記録の対象項目

- 灌水タンクや排水槽からの排水量：河川や下水への排水量（m³）
- 排水の再利用：再利用するために収集した排水の量（m³）
- 灌水量の記録（全ての参加者が必須）：人為的に利用された水の量と水源の情報

3.5. 廃棄物

廃棄物の処理方法の評価基準は4項目に分かれます。参加者が責任を持って廃棄物処理を行なっている範囲を、生産サイトごとの一般情報（記録保持環境の「Site Questionnaire」への回答のこと）で明確にします。廃棄物処理は以下のものを対象とします。

- 有機性廃棄物
- 紙ごみ
- 廃プラスチック
- 化学系廃棄物

有機性廃棄物

有機性廃棄物とは植物残さ・有機培土・ピートブロックなどを指します。これらの責任ある処理とは、分別と堆肥化を意味します。堆肥化は参加者自身または外部の堆肥製造業者により行われます。参加者自らが行う場合、敷地内に堆肥置き場が設置されていなければなりません。外部業者により行われる場合、敷地内に業者が用意した輸送用コンテナがある・伝票類が保管されているなど裏付けとなるものがが必要です。

有機性廃棄物の分別は、参加者自身または産廃業者によって行われます。産廃業者を利用する場合、参加者は分別処理について報告書を受け取り、保管しておかなければなりません。

有機性廃棄物の焼却処理は、焼却時のエネルギーを加温（栽培施設や住居）または発電に利用するなど、再利用される場合のみ認められます。

有機性廃棄物の95%以上を堆肥化または再利用している場合、参加者は責任ある処理を行なっていると回答することができます。

紙ごみ

紙ごみはダンボールを含む紙製品の廃棄物全般を指します。これらの責任ある処理とは、分別と再利用・埋設処理を意味します。紙ごみの焼却処理は、焼却時のエネルギーを加温（栽培施設や住居）または発電に利用するなど、再利用される場合のみ認められます。

紙ごみの95%以上を再利用または埋設処理している場合、参加者は責任ある処理を行なっていると回答することができます。

廃プラスチック

廃プラスチックは断熱材・スリーブ・カーテン・緩衝材・包装材・パイプ・ポット・肥料袋・点滴灌水チューブ・プラ食器類などを指します。これらの責任ある処理とは、分別とリサイクルを意味します。

廃プラスチックの95%以上をリサイクルしている場合、参加者は責任ある処理を行なっていると回答することができます。

化学系廃棄物

化学系廃棄物はバッテリー・期限切れ農薬・農薬の空容器・余った農薬・その他の化学物質・肥料・STS を含む前処理剤などを指します。これらの責任ある処理とは、周囲の環境・動植物相・水系・土壌・衛生環境に影響を及ぼさない方法を意味します。

化学系廃棄物の埋設処理や再利用は認められません。農薬の空容器は内部を水ですすぎ、他と区別して適切な保管場所で保管します。化学系廃棄物の焼却処理は専門の処理業者でのみ認められます。

4. 栽培計画

参加者が所在地の異なる複数の農場を持っている場合、それらを「生産サイト (site)」と呼びます。参加者は、記録保持環境の生産サイトごとに、作物の栽培計画を作成します。栽培計画は、生産サイト内の圃場 (plot) の情報と栽培する作物 (crop) の情報、このふたつの結びつきで表されます。

4.1. 圃場の情報

圃場 (プロット) とは生産サイト内の区画された栽培場所で、ひとつの圃場の中に複数の作物の栽培を登録することもできます。ひとつの生産サイトの中に、ひとつまたは複数の圃場を作成して登録できます。実際の農場における温室・畑の配置や面積をもとに記録保持環境に圃場を登録しますが、その際、複数の畑を合算してひとつの圃場として登録したり、ひとつの温室を区切ってふたつの圃場として登録したり、どのように分けを行うかは参加者が自由に決められます。

二段ベンチやハンギング栽培など、作物を上下に配置して栽培を行なっている場合、追加レイヤー (extra layer) を設定します。事務所・保管庫・加工施設・店舗・自宅などは圃場として登録する必要はありません。

4.2. 作物の情報

その生産サイトで栽培している作物、および今後栽培予定の作物に関する情報 (作物名と栽培方法) を記録保持環境に登録します。

また、圃場における栽培の他に以下の項目を登録して使用量の記録を行います。

- 出荷する球根の消毒
- 催芽処理
- 冷蔵・加温処理 (作物の栽培中、一時的に特定の温度条件下で管理作業を行うこと)
- 種苗 (親株・挿し穂・プラグ苗・組織培養苗のこと、栽培管理を行わず出荷するものは除く)

4.3. 圃場と作物との結びつけ

圃場とそこで栽培している作物を結びつけて栽培計画を作成します。これにより、参加者にどの環境クラスター (environmental clusters) を適用するかが決まります。環境クラスターとは、生産環境・病害虫発生・生長温度・肥培管理が似ている作物栽培体系の集まりで、作物保護剤や肥料使用量の上限値・下限値など評価基準のベースになります。栽培計画に応じて、それぞれ独自の MPS-ABC 認証資格の評価基準が設定されます。

4.4. 圃場の一部に行なった作業の記録

農薬の散布作業は、温室や畑全体でなく、それぞれの一部分のみに行われることもあります。MPS の記録保持環境では、圃場の一部の面積にだけ作業を行なった記録を作成することもできます。なお、総使用回数の制限がある農薬について、農薬の総使用回数を自動的にチェックする機能はありません。ただし、記録保持環境のレポート機能を利用して、過去の使用回数を確認し、農薬の使用規制遵守の証明として利用することはできます。

特定の一区画は野菜栽培に利用しているなど、常に別の生産管理が行われているような場合は、圃場を複数に分割して登録し直し、別の圃場として農薬使用履歴の管理を行うことも可能です。

5. IPM (総合的病害虫管理) 計画

IPM (Integrated Pest Management ; 総合的病害虫管理) とは、病害虫および雑草対策に持続可能なアプローチを導入し実現することを目的としています。この持続可能なアプローチの背景にある考え方は、病害虫が発生してから防除対策を行うのではなく、発生前から予防的な対策を積み重ね、化学農薬の使用を制限または回避して、環境負荷を低減することです。どうしても化学農薬を使用する必要がある場合は、使用量を最小限に止め、非標的生物や人畜へのリスクを最小化する必要があります。

IPM 計画の作成にあたっては、上記の持続可能なアプローチを経済的に実行可能な方法で実現するために、すべての利用可能な病害虫・雑草の防除技術と代替案を考慮に入れます。

自生植物を採取して販売しているだけの参加者は IPM 計画を作成する必要はありません。何ら作物栽培を行っていないため、この項目は適用されません。

MPS-ABC で作成する IPM 計画は、少なくとも以下の要件を満たしていなければなりません。

【1】 作物または作物グループごとに、経済的な悪影響の恐れがある病害虫および雑草の一覧を作成する
(発生を見て不快や不安に思うだけでなく) 明らかな経済的被害を生じる病害虫草を意味します。
以下の点を考慮に入れる必要があります。

- ・その病害虫草の特性、発生源と発生地域について
- ・人畜や環境に対するリスクについて
- ・作物の収量や品質の低下を引き起こす可能性について
- ・今後さらにまん延するリスクについて
- ・すでに複数の圃場で被害が発生している場合など

複数の作物を栽培しており、それぞれ異なる病害虫草の被害がある場合、作物ごとに作成する必要があります。複数の作物に共通の病害虫草については、被害を受ける作物グループごとに作成すれば十分です。

【2】 病害虫草ごとに、発生条件、作物の被害症状、経済的要防除水準などの詳細情報を収集する
病害虫草と作物の症状に関する説明と写真など、発生している病害虫草の特定するための資料を揃えておきます。発生が増える条件(気温や湿度など)と、経済的要防除水準についても記述します。経済的要防除水準とは、病害虫草により被る経済的損失が防除コストを上回る発生量のことです。
病害虫草や被害症状の写真や詳細情報は自ら作成したものだけでなく、病害虫図鑑・雑草図鑑・オンライン情報など、審査の際に参考資料として提示できるものであれば大丈夫です。

【3】 病害虫草の予防対策と実施状況の記述
病害虫草の発生を減らすための予防的な対策(耕種的、物理的、化学的)をリストアップし実施状況を記録します。

【4】 病害虫草の発生調査方法と実施記録の記述
病害虫草ごとに発生量を調査する方法(目視による計数、トラップ、被害程度の調査など)と調査結果を記述します。

【5】 実施した防除手法と有効性の裏付けの記述
実際に行った防除手段を記述してください。例：

- 植物残さを速やかに処分する
- 噴霧器で洗い流す
- 抵抗性品種の選択
- 栽培終了後の施設内を掃除・洗浄
- 循環型水耕養液の殺菌
- 防虫ネットの展張
- 剪定器具の消毒
- 土壌の蒸気殺菌

【6】 農薬抵抗性管理手法の記述
病害虫草の、農薬抵抗性の発達を防止するために実施した方策を記述してください。例：

- 農薬の防除効果を最大化するための散布方法
- 不必要な農薬散布を行わないための防除判断
- 異なる系統の農薬によるローテーション防除

6. 信頼度指標 (RI)

MPS-ABC 認証制度では、参加者が記録した使用量をもとに認証資格ランクが判定され、参加者に認証資格が発行されます。信頼度の高い使用量記録は、花きマーケットに公正で高品質な認証資格情報を提供するための重要な出発点になります。これを実現するため、MPS では信頼度指標 (Reliability Index ; RI)を導入し、信頼度の低い参加者に対しては追加のサンプリング審査や会社審査を実施していきます。

ただし、以下の RI に関する規定は 2024 年の第 3 四半期までテスト期間とされ、6.1.に定められた RI スコアの審査頻度へ適用はこの期間が終了するまで行われません。テスト期間中に、この RI の算出方法が参加者の信頼性を正確に測定できているかどうか、また RI スコアの審査頻度への適切な反映方法について評価が行われます。

6.1. RI スコア

参加者の RI (信頼度指標) スコアは、パーセンテージ (%) で表します。参加者の記録内容や報告内容の食い違いが RI の減点に反映されます。例えば MPS 禁止農薬を使用し、それを誠実に記録している生産者には制裁は適用されませんが、RI への影響はありません。サンプリング審査で MPS 使用禁止化学物質の有効成分が検出され、それが記録されていなかった場合、制裁の適用とともに RI が減点されます。

MPS-ABC の信頼度指標は上位・中位・下位の 3 段階に区分されます。各々の区分での会社審査とサンプリング審査の実施回数は下記の通りです。

RI 区分	上位	中位	下位
RI スコア	75%より高い	50%~75%	50%未満
サンプリング審査	サンプリング審査対象選定方法に基づきランダムに決定		
会社審査	3年に1回	通常の頻度の審査に加え、 農業を対象とした再審査を RI 決定の翌年に実施*	通常の頻度の審査に加え、 追加の会社審査を RI 決定 の翌年に実施*
記録内容のチェック	四半期ごとに1回		
*これらの追加審査や再審査が実施されても、元の3年に1回の会社審査のスケジュールは維持されます。例えば2022年に会社審査を実施し、その年のRIスコアが低かったため2023年に追加の会社審査を実施しても、次の会社審査は2025年に行われます。			

中位および下位の参加者に追加で実施されるサンプリング審査と会社審査の費用は参加者負担となります。

認証機関は、下記のタイミングで、各参加者の RI の減点について調査し、記録します。

四半期認証資格の計算時に、使用量記録未送信（未登録）期間の有無がチェックされます。前年の MPS 第 11 期から、それぞれの四半期認証資格の対象期間末まで、最大で MPS13 期分（1 年間）中の使用量記録の送信（登録）状況が調査されます。

会社審査で認証要件への違反が見つかった場合、制裁規則に従って RI が減点されます。

サンプリング審査後、分析結果に違反が見つかった場合、制裁規則に従って RI が減点されます。

前年の MPS 第 11 期から当年第 10 期の RI の減点に基づき、11 月 1 日頃に参加者の RI 区分が決定されます。これには、次の式が使用されます。

$$100\% - \text{減点 (\%ポイント)} = \text{RI スコア}$$

参加者は RI スコアに応じて「上位」・「中位」・「下位」のいずれかの RI 区分に振り分けられます。これは翌年の 1 月 1 日から 1 年間適用され、サンプリング審査と会社審査の実施回数に反映されます。このとき RI 区分の決定と並行して、また新たに RI の減点の記録がスタートしていますが、それまでの減点はリセットされ減点 0 の状態から記録が始まります。

6.2. 減点

次の事例が RI スコアに影響します。

- 不完全な記録内容や期限遅れの送信
- 記録内容と審査結果が合致しない
- 記録内容とサンプリング審査の結果が合致しない

以下に簡潔な説明を示します。RI スコアへの実際の影響は「Certification Criteria ; 認証要件」の制裁規則で定められています。

不完全な記録内容や期限遅れの送信

MPS 生産履歴管理システムへのデータ入力や送信作業が「Certification Criteria ; 認証要件」の「生産履歴管理上の要件」を満たしていない場合、RI が減点されます。各 MPS 期の終了時に記録内容が確認され、内容が不完全な期と、記録が未送信の期に対して減点されます。例えば 3 期分のデータが未送信だった場合、一度に 3 回の減点が行われます。

記録内容と審査結果が合致しない

会社審査において使用量記録が会計帳簿類の監査結果と合致しない場合、審査員により訂正されます。この場合、差異の大きさに応じて RI が減点されます。

記録内容とサンプリング審査の結果が合致しない

サンプリング審査において使用量記録にない有効成分が検出され、実際に使用されたことが判明した場合、制裁規則に従って RI が減点されます。

7. MPS-MIND (MPS 環境指標)

MPS-MIND は「MPS milieu indicator」の略で、「MPS が定める環境指標」を意味しており、作物保護剤と肥料の使用量評価方法の基礎となっています。MPS-MIND は、農薬や肥料の環境に対するリスクを表しています。農薬や肥料が環境に及ぼす影響の大きさは、その成分の毒性・残留性・移動性などの化学的特性と、河川等へ流出する危険性・環境的な要因・参加者の生産活動の特徴など生産場所に関連する要因の両面から決定されます。

7.1. 環境ゾーン

MPS-MIND の生産場所に関連する要因を考慮に入れるため、MPS-ABC では6つの環境ゾーンを設定しています。環境ゾーンの詳細は付属資料に示します。生産サイトごとの一般情報(生産履歴管理システムの「Site Questionnaire」への回答)の内容から、その生産サイトが属する環境ゾーンが決定されます。日本において環境ゾーンの判定に利用される「Site Questionnaire (サイトの質問)」の項目は以下の通りです。

1) 圃場から最も近い水系までの距離

水系には狭い水路や側溝を含みます。少し離れた場所に複数の圃場がある場合、最も短い距離を生産サイト全体に適用します。

2) 施設栽培の割合

生産サイトに登録された圃場(プロット)の合計面積のうち、施設(ガラス温室・ビニールハウス、無加温のものも含む)の占める面積の割合。

3) 水系に隣接する圃場の境界に流出防止措置がとられている

障壁作物(ソルガムなど)、防風林、最低3mの幅がある緩衝地帯など。

4) 生産サイト内の最大斜度

圃場内部の最も大きい傾斜。平坦地は0%とします。

5) 95%以上のエリアで、灌水を再循環して利用しているか(排水量が全体の3%未満)

水耕栽培や、水を回収できるコンクリート床の上での栽培、プールベンチでの栽培などに適用されます。ここでは、回収され再循環される水は「排水」とは捉えません。「排水量」とは、水の入替え時に排出される量だけでなく、灌水システムからあらゆる形で失われる水の総量を意味します。

6) 地下水までの最小深度

最も地下水位が高い圃場の情報を生産サイト全体に適用します。

7) 土壌有機物含有量

最も有機物含有量が低い圃場の情報を生産サイト全体に適用します。

7.2. MPS-MIND カテゴリー

作物保護剤のMPS-MINDでは、信頼のおける公式資料をもとに、有効成分の1kgあたりの環境負荷を設定します。環境負荷の大きさから、作物保護剤の有効成分を「赤(最も有害)」・「橙(有害性がやや少ない)」・「緑(有害性が最も少ない)」に分類します。異なる色の複数の有効成分から成る作物保護剤もあります。有効成分の分類には以下の要因を考慮します。

- 1) 毒性 人間、動物、鳥、水生生物、土壌生物、および生態系における捕食者に対する毒性。急性毒性だけでなく長期的な影響も評価対象とする。
- 2) 残留性 土壌中や水中での分解や、植物や動物の体内における分解と蓄積の性質を評価する。物質が環境中に長く残留するほど環境負荷が高くなる。
- 3) 拡散リスク 水や空気を通じて圃場外に拡散するリスク。

有効成分の環境負荷の分類には生産場所に関連する要因も考慮されるため、環境ゾーンによって分類が変わることがあります。例えばある有効成分が、ある環境ゾーンでは「赤」、他の環境ゾーンでは「橙」に分類されることがあります。

MPS-MINDでは「赤」・「橙」・「緑」のほかに、「白」に分類される有効成分も規定しています。生物農薬や圃場衛生のための洗浄剤、植物の抵抗力を高める資材などは「白」に分類され、使用しても参加者の認証資格に影響しません。ただし、一般的に生物農薬を利用することで「緑」・「橙」・「赤」の作物保護剤の使用量が減少しますので、間接的に認証資格の評価に良い影響を与えます。

さらに、人畜や環境に深刻な影響を及ぼす有効成分として、MPS 使用禁止化学物質リスト(MPS-List of prohibited

Active Substances) が規定されています。このリストにある有効成分は使用してはいけません。このリストにある有効成分を含む農薬 (MPS 禁止農薬) は、たとえ参加者が属する国で農薬登録され使用が許可されていても、全ての参加者で使用が禁止されています。MPS 使用禁止化学物質リストは最新の研究成果や規制状況を反映して不定期に見直しされるため、常に最新のリストを参照してください。

8. MPS-OEX ; 日本は対象外です

MPS-OEX は「MPS Oppervlakte Efficiency Index」の略で、「MPS が定める土地効率の指標」を意味します。MPS-OEX は施設栽培に適用され、集約的で効率的な生産を行なっている参加者に対して、肥料とエネルギーの評価基準に優遇措置を講じるものです。参加者がこの優遇措置に適格であるかどうかは、生産サイトごとの一般情報 (記録保持環境の「Site Questionnaire」への回答) における、植物の生長および生産促進要因から判断します。

植物生長・生産促進要因として以下の項目が想定されています。

補光 (lighting) 光は多くの場面、特に冬季において植物の生長制限要因になります。

炭酸ガス施用 高濃度の炭酸ガス施用は収量を増加させます。

培地栽培 培地の利用は植物の生長に直接影響しませんが、生産量を増加させる要因になります。

作物保護剤・肥料・加温・灌水は一般的な栽培要素であり、生長・生産促進要因とはみなしません。

MPS-OEX に関する「Site Questionnaire (サイトの質問)」の主な項目は以下の通りです。

1) 屋根面に遮光スクリーン設置 :

夜間に照明を行なっている場合、屋根面を遮光スクリーンで覆っているか、他の光害防止措置をとっているか。

2) 天井に遮光スクリーン設置 :

24 時間照明を行なっている場合、施設内の天井を遮光スクリーンで覆って光が漏れないようにしているか。

3) 炭酸ガス施用 :

炭酸ガス施用を行っているかどうか、行っている場合は全施設面積の何%で行っているか。

4) 切花の培地栽培 :

鉢物や花壇苗の生産者にとって培地を使用した栽培は一般的なため、ここでは「いいえ」と回答すること。切花などの生産者では土耕栽培から培地を利用した栽培に変更した場合、生産量が向上するケースが多いため、そのようなケースに当たる場合は「はい」と回答する。

5) 光拡散ガラスを使用した施設 :

施設の全面または部分的に光拡散ガラスが使用されているかどうか、そのような施設は全施設面積の何%か。

6) 光拡散フィルムを利用した施設 :

施設の全面または部分的に光拡散フィルムが使用されているかどうか、そのような施設は全施設面積の何%か。

7) 光拡散スクリーンを利用した施設 :

施設に可動式の光拡散スクリーンが設置してあるかどうか、そのような施設は全施設面積の何%か。

8) 光拡散コーティングを施した施設 :

施設に一時的な光拡散コーティングが施されているかどうか、そのような施設は全施設面積の何%か。

記録保持環境の「Site Questionnaire (サイトの質問)」で、補光 (lighting) を行なっていると回答した生産サイトでは、MPS-OEX に関連する以下の項目が記録可能になります。ランプの種類や点灯時間など、その生産サイトの状況を記録してください。

1) ランプの商品名、または種類と形式番号 :

ナトリウムランプまたは水銀ランプ、ワット数などを明確にする。

2) ランプの数、または平均消費電力 :

点灯しているランプの数、または照明に要する MPS 1 期の平均的な消費電力

3) 各 MPS 期における点灯時間の合計

9. 借入地での栽培と外部委託栽培

9.1. 定義

MPS-ABC 認証基準では次のように定義されています。

サブレコード : 生産場所や生産サイトなど特定の場所の記録保持のためのデータのセット。それぞれに圃場や作物の情報が登録される。離れた場所に複数の生産場所がある場合、それぞれサブレコードに分けて記録しなければならない。

生産場所 : 農場として独立しており、独自に農薬や肥料の在庫管理を行っている生産場所。

借入地での栽培と外部委託栽培を明確に区別するために、次のように定義します。

借入地での栽培：生産者は（賃借人）は第三者から土地を借り、自分で用意した資材を使って栽培を行います。
外部委託栽培：生産者（委託元）は、生産の一部について外部の第三者と契約し外注しています。委託先の生産者は、自身で用意した資材を使って栽培を行います。

9.2. 自身が所有する農場でのサブレコード

すべての MPS-ABC 参加者は、使用量を記録するために少なくとも一つのサブレコードを持ちますが、次の状況では複数のサブレコードを作成する必要があります。

- 複数の生産拠点があり、それぞれがこの認証における「生産場所」の定義を満たしている場合、生産拠点別にサブレコードが作成されます。同じ生産場所で施設栽培と露地栽培を行なっている場合、それら両方を一つのサブレコードに記録できます。
- 別の国にある生産拠点には、常に別個のサブレコードを設定します。
- オランダの生産者が、MPS を通じて、法律に定められた農薬使用報告を行う場合（UO 記録）、施設栽培と露地栽培は別個のサブレコードに記録します。

9.3. 記録保持開始後のサブレコードの追加

MPS-ABC に参加した生産者との打ち合わせ中に、あるいは初回審査時などに、追加のサブレコード作成を要求される場合があります。参加者の認証資格に遡及的な影響が及ぶことはありませんが、すみやかに MPS サービスチームにサブレコードの追加を申請し、サブレコードへの記録を開始しなければなりません。

9.4. MPS-GAP 認証および MPS-SQ 認証のサブレコードとの関連

MPS-ABC（環境認証）のサブレコードと、MPS-GAP（生産工程管理認証）および MPS-SQ（社会的責任認証）のサブレコードは常に正確に一致していなければなりません。MPS-GAP または MPS-SQ 参加者が新しいサブレコードを作成する場合は、それが MPS-ABC のサブレコードに一致するようにしなければなりません。

9.5. 借入地での栽培用のサブレコード

生産者が第三者から借りて栽培を行なっている場所が、この認証における「生産場所」の定義を満たしている場合、その借入地用のサブレコードを作成します。この場合、記録保持環境の一般情報でも「借入地（rental site）」として登録し、会社審査時にもそのように扱われます。

生産者は、借りている場所での栽培に使用した肥料農薬等も記録しなければなりません。

借りている場所が、この認証における「生産場所」の定義を満たしていない場合（自身の農場に隣接する土地を借りて、栽培場所を拡張する場合など）、その部分の面積は既存のサブレコードに追加されます。

9.6. 外部委託栽培用のサブレコード

外部の第三者に委託している栽培については、施設栽培と露地栽培で別個のサブレコードを作成する必要があります（下記参照）。これらは記録保持環境の一般情報で「契約栽培（contract cultivation）」として登録されます。契約栽培場所での使用量は MPS 期（4 週間）ごとにまとめて記録します。そのため、MPS 参加者から栽培委託を受けた生産者は、4 週間ごとに使用量の概要を報告する必要があります。MPS 参加者は、自身の責任で、契約栽培場所における使用量を記録保持環境に記録しなければなりません。

会社審査時に契約栽培現場への訪問はありませんが、審査員に契約栽培場所の詳細と委託先の生産者からの使用量報告を提示しなければなりません。また、2 年に 1 回、サブレコードごとに製品サンプルの残留農薬分析が実施されます。

施設での契約栽培：契約栽培場所が施設の場合、栽培場所ごとに一つのサブレコードを作成します。

露地での契約栽培：契約栽培場所が露地の場合、それがこの認証における「生産場所」の定義を満たしている場合のみ、別個のサブレコードとして作成します。

この認証における「生産場所」の定義を満たさない、露地の契約栽培場所（球根や木本類の苗の生産で多いと考えられます）の場合、一つのサブレコードに複数の契約栽培場所を含めることができます。その場合、委託先の生産者ごとにプロットを作成します。このとき、MPS 参加者の外部委託栽培に関する面積の合計は、プロットの合計面積として表されます。このようなサブレコードもサンプリング審査の対象になります。

さらに、一つのサブレコードに複数の契約栽培場所を含めるには、次の要件を満たす必要があります。

- 同一のサブレコードに記録できる契約栽培場所は最大 5 箇所まで。
- 同一のサブレコードに記録する契約栽培場所は同じ国にある。
- 委託栽培先の生産者名や所在地が分かるプロット名をつけること。

10. サプライチェーンへの対処

「サプライチェーン」とは原材料の調達→製造→保管→販売→消費という一連の経済活動の連なりを意味します。花き産業において MPS-ABC 参加者の農場（委託栽培先を含む）で行われる生産活動に関しては、参加者の生産履歴をもとに、自然環境に対するパフォーマンスの評価が可能です。このとき、MPS-ABC 参加者が自身の経済活動において原材料として購入している種苗や再販用の花き製品等は、花きのサプライチェーン全体を環境に配慮したものに改善してゆく上で重要なポイントとなります。MPS-ABC は、参加者が素材として仕入れる植物 (plant material) のチェックを行うことで、花き生産を対象にした環境認証としての透明性を高めています。

10.1. 素材として仕入れる植物

MPS-ABC 参加者が自身の生産・販売のための素材として仕入れる植物は、「種苗 (starting material)」と「半完成品 (other plant material)」に区別します。

10.1.1. 「種苗」

MPS-ABC 認証規格において、「種苗 (starting material)」は以下のものを指します。

- 親株 (mother plants) 挿し穂苗やプラグ苗の生産に使用する植物
- 挿し穂苗 (cuttings) 発根から鉢上げ・定植されるまでの植物
- プラグ苗 (young plants) 播種から鉢上げ・定植されるまでの植物
- 培養苗 (tissue culture) 組織培養または細胞培養で増殖された定植用の植物

同じ参加者のもとの、「種苗」からスタートして「最終製品 (end product)」までの栽培管理が行われた場合、その製品は参加者の MPS-ABC 認証資格のもと販売ができます。「最終製品」には、市場出荷や小売店へ販売する完成した製品のほか、「半完成品」として（あるいは「種苗」として）他の生産者に販売する製品を含みます。

MPS-ABC 認証資格のある「種苗」を使用すると、認証資格ランクの判定時に 10 点の評価ポイントがボーナスで得られます。このとき、購入した「種苗」が購入時に認証資格を保持していたことを示す証拠が必要です。

FSI (Flower Sustainable Initiatives) の認証バスケット (Basket of Standards) において「環境」または「GAP」の分野の要求レベルを満たしている認証資格を持っている「種苗」を使用すると、認証資格ランクの判定時に最大 5 点の評価ポイントがボーナスで得られます。

「種苗」の購入履歴は、「Certification Criteria : 認証要件」の規定に従って記録が必要です。

参加者のもとの一年以上栽培管理された親株から、参加者自身により生産された挿し穂苗は、参加者の MPS-ABC 認証資格を有する「種苗」として扱われます。

10.1.2. 「半完成品」

MPS-ABC 参加者が素材として仕入れる「半完成品 (other plant material)」とは、既に他の生産者により栽培工程の一部が終了している植物のことです。

「半完成品」が MPS-ABC 認証資格を有していると証明できる場合、その「半完成品」を用いて生産した「最終製品」は参加者の MPS-ABC 認証資格のもと販売ができます。

MPS-ABC 認証資格のない「半完成品」は、最低 3 ヶ月参加者により栽培管理された場合、「最終製品」は参加者の MPS-ABC 認証資格のもと販売ができます。その作物の栽培サイクルが 3 ヶ月より短いときは、少なくとも全サイクルの 3 分の 2 の期間、参加者のもとの栽培管理されなければなりません。

10.2. 再販用の完成品の購入

他の生産者から花き製品の完成品を購入して参加者自身の出荷数量を補填する場合、その製品を参加者の MPS-ABC 認証資格のもと販売するためには、参加者と同等以上の MPS-ABC 認証資格ランクを有する生産者から購入しなければなりません。例えば、認証資格ランクが「B」の参加者は、認証資格が「B」・「A」・「A+」の生産者から購入して再販することが可能です。認証資格ランクが「A+」の参加者は、自分の認証資格のもと販売するためには、認証資格ランク「A+」の参加者から購入しなければなりません。

11. グループラベル

MPS グループラベルは生産者団体や農業協同組合のような生産者のグループが、共同してひとつの認証資格をラベルで提示するものです。参加には MPS グループラベルに関する要求事項を満たし、参加契約書へのサインが必要です。詳しくは MPS のホームページを参照してください。

12. 移行期間

参加者は通常のスケジュールに従って実施される会社審査の終了後に MPS-ABC v16.2 に準じた認証資格を取得しま

す。現在の認証資格を MPS-ABC v16.2 へとアップグレードすることを目的とした特別審査は行われません。このため、3 年に 1 回の会社審査がすべての参加者で実施されるまでの間は異なるバージョンの認証資格が混在する移行期間となります。

バージョン	適用開始日	四半期認証資格の最終発行日
MPS-ABC v15		2023 年 12 月 31 日
MPS-ABC v16	2021 年 1 月 1 日	2024 年 7 月 31 日
MPS-ABC v16.1	2021 年 8 月 1 日	2025 年 3 月 1 日
MPS-ABC v16.2	2023 年 10 月 9 日	

MPS-ABC 認証資格 評価ポイントの配点方法 (グループV ; 日本、台湾、韓国)

環境問題のテーマ別の評価項目	最大配点 (評価ポイント)	
	施設栽培	露地栽培
作物保護剤 合計	40	50
「緑」	12	15
「橙」	16	20
「赤」	12	15
エネルギー	20	10
肥料 合計	20	20
窒素	10	10
リン酸	10	10
廃棄物 合計	10	10
有機性廃棄物は責任ある処理を行なっている	3	3
紙ごみは責任ある処理を行なっている	2	2
廃プラスチックは責任ある処理を行なっている	2	2
化学系廃棄物は責任ある処理を行なっている	3	3
水 合計	10	10
農薬散布の準備の際にこぼれた水の収集	4	4
点滴灌水または循環式灌水システム	6	6
環境認証資格のある「種苗」の使用	10	10
MPS-ABC 認証資格	10	10
グローバル GAP 認証資格	5	5

環境ゾーン：MPS-MIND の生産場所に関わる要因の分類基準

環境ゾーン	説明
1	乾燥した環境で、水生生物および土中生物への影響は無関係。水を経由する拡散は空気経由の拡散より重要性は低い。(例：非常に乾燥した閉鎖システムのエリア)
2	乾燥した環境で、水生生物への影響は無関係。土中生物への影響はある程度関係がある。水経由の拡散は空気経由の拡散より重要性は低い。(例：非常に乾燥した非閉鎖システムのエリア)
3	栽培地の大部分が地表水と土壌から離れた環境。しかし湯気や蒸気を通して、作物保護剤が水生生物と接触する可能性がある。水経由の拡散は空気経由の拡散に次ぐ。(例：地表水のある環境での閉鎖システムでの栽培)
4	栽培地が地表水から離れているが、土壌や地下水からは離れていない環境。地表水に直接の排出があるかもしれない。水経由の拡散は空気経由の拡散と同程度の関係性。(例：温室または比較的乾燥した環境での非閉鎖システム)
5	栽培地が地表水からある程度離れているが、土壌や浅い地下水からは離れていない。水経由の拡散は空気経由の拡散以上に重要。(例：大量の水のある近くの環境での、または、地表水のある温室によって仕切られた区画のある非閉鎖システム)
6	大量の地表水と浅い地下水のエリアでの露地栽培。水生生物への影響と浸出のリスクは同等である。(例：湿地帯での樹木または球根栽培)

Terms and Definitions (用語と定義)

用語 (英語)	訳語	定義
Active substance	有効成分	作物保護剤の成分で、その作物保護剤の効力を決定づけるもの。
Agricultural operations	農作業	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 花き類、観葉植物、野菜類、果樹類など作物の栽培 ➤ 生産物の冷蔵保管 ➤ 乾燥や保存、と培準備 (特に球根) ➤ 作物の消毒 ➤ 温室、コンテナ、種子トレイ等の消毒 ➤ 山採りものの加工・保管 ➤ 組織培養
Calorific value (gas)	カロリー量 (ガス)	天然ガスの立方メートルでのエネルギー量
Certificate	認証書	認証機関により発行され、その会社が MPS-ABC 認証条件に規定された要求事項に従って行動しているという正当な期待があり、それを基に認証書を所持する権利が付与されていることを示す文書。
Certification	認証	MPS-ABC 認証条件に規定された要求事項を満たした場合の、認証機関による参加者への MPS-ABC 認証書の付与。
Certification Body (CB)	認証機関	認証制度の要求事項を順守しているかを監査し、MPS-ABC 資格を付与する権利を有する、MPS によって認可された組織。
Company	会社	独立した会計帳簿一式を有する法人。
Company characteristics	会社特性	環境への化学物質の排出に起因する環境リスクに影響を及ぼす特性。例として、灌水の再循環、施設・露地栽培、障壁作物、緩衝地帯、防風林。
Company standard	会社基準	その会社の栽培作物の環境クラスター基準の加重平均。耕作中か非耕作期間中かも考慮される。
Contractor	委託栽培先	MPS 参加者との契約の下、参加者の製品を栽培する生産者。必ずしも MPS 参加者ではない。
Conversion factor (gas)	熱量変換係数	圧力と温度に関係するガス測定量の修正。通常、請求書に記載されている。
Crop	作物	植物の属のまとまりで表す。rose, chrysanthemum, gerbera, anthurium, tulip, kalanchoe, turmeric など。
Crop group	作物グループ	類似した作物のグループ。例として、切花、鉢物、苗ものなど。
Crop schedule	栽培計画	生産サイト別記録内のプロットと作物の概要。
Desk audit	リモート審査	(この抄訳での訳語)
Environmentally certified starting material	環境認証資格を有する種苗	環境認証資格を有する種苗生産者から購入した種苗
Environmental factors	環境要因	有効成分に起因する環境リスクに影響を及ぼす要因。例として、地表の水系、地下水水位、土壌有機物含有量、気温、土地の傾斜度など。
Full accounts	完全な会計帳簿類	完全な、審査対象期間全ての販売および購入帳票一式。
Independent sampling	公正なサンプリング	以下の者で、妥当性の問題を引き起こす可能性がなく、生産場所へ自由に立ち入ることができる者による植物サンプルの採取： <ul style="list-style-type: none"> ➤ MPS 従業員 ➤ MPS により任命された審査員 ➤ MPS に雇用された者
Indirect route	間接ルート	使用していない農薬の有効成分が分析によって検出される原因、例として、灌水が汚染されていたなど。
Limit value	限界値	有効成分の残留値の基準で mg/kg で表す。検出された値が限界値より高い場合、その有効成分が使用されたと考え、記録との合致が必要になります。
Location	生産場所	他の生産場所から独立した生産場所 (暖房や灌水設備が独立している、農薬や肥料の在庫も別になる場合もある)。生産記録がいくつかのサブレコードから構成される場合もある。
MPS	MPS	MPS 制度のオーナー
MPS number	MPS 番号	参加者に割り当てられた固有の番号
MPS period	MPS 期	MPS の記録期間の単位で 4 週間 1 期：暦年の第 1 週～4 週、2 期：第 5 週～8 週・・・ 13 期：第 49 週～52 週、ただし 53 週ある年の最終週は 13 期に加える。

用語 (英語)	訳語	定義
MPS quarter	MPS 四半期	連続する 3 または 4 期の MPS 期 MPS 第 1 四半期 : MPS 1 期~4 期、MPS 第 2 四半期 : MPS 5 期~7 期 MPS 第 3 四半期 : MPS 8 期~10 期、MPS 第 4 四半期 : MPS 11 期~13 期
National authorization	国の認可	農業または有効成分の使用が当該国で認可されていること。
Natural products	山採りもの	所有者の許可のもとに採取された自生植物で、いかなる形の栽培や作物保護剤、肥料の施用を受けていないもの。
Outdoor cultivation	露地栽培	屋外での栽培。網や寒冷紗で覆っただけの部分、またはトンネル栽培など一時的な覆いの部分も含める。
Participant	参加者	MPS-ABC 認証制度に加入する顧客。
Production site	生産サイト	参加者の所有地または借入地。複数の作物が育成される。
Protected cultivation	施設栽培	耐久性のあるガラスやプラスチック類で覆われた場所での栽培。(網や寒冷紗で覆ったものは露地栽培に該当)
Qualify	資格判定	参加者が獲得した点数に基づいた A+、A、B、または C 資格の計算。
Record-keeping	記録保持	MPS 参加者専用の記録システムで記録された一般情報、記録方法の設定、栽培計画、エネルギーメーターと生産履歴の全て。
Record-keeping environment	記録保持環境	MPS 参加者専用の記録システム
Reliability Index (RI)	信頼度指標 (RI)	参加者の記録の信頼性を決定する方法。
Resale	再販	自身の製品販売を補完するために購入した園芸作物製品。すぐに転売する。
Sample A	サンプル A	最初の分析に使用する植物サンプルの一部。
Sample analysis	サンプル分析	有効成分の種類と量を検出する分析。
Sample B	サンプル B	再分析に使用する植物サンプルの一部。
Sampling	サンプリング	作物、果実、土壌、培地からのランダムなサンプル採取。
Subcontractor	下請け業者	特定業務を行うために、MPS 参加者に雇用された個人、及び組織。
Sub-records	サブレコード	生産場所や生産サイトなど特定の場所の記録保持のためのデータのセット。それぞれに圃場や作物の情報が登録される。離れた場所に複数の生産場所がある場合、それぞれサブレコードに分けて記録しなければならない。
Uncultivated area	非耕作エリア	即時に栽培が可能となる一時的 (1~6 ヶ月) な非耕作場所。作物の切り替え期間には含まない。花壇、荒地、牧草地などは非耕作エリアに区分せず、栽培計画の中で作物栽培を記録することはできない。
Up-to-date record-keeping	最新の記録	MPS 期の終了後 5 営業日以内に、これまでの MPS 期の全ての使用量が作業単位で記録されている時、記録は最新であるとする。

MPS ガバナンス

1 範囲

この文書は、MPS 財団が認証制度を管理する方法について説明します。
以下の制度に関係します。

MPS-ABC

2 所有権

MPS 認証制度は、MPS 財団の所有となります。

3 MPS 制度の適用範囲

MPS 認証制度は、農業部門で業務する会社、すなわち、
生産者（農作物、ポット堆肥等）
市場
販売者に適用します。

4 参加者

参加者とは、農業分野で活動し、MPS 認証制度が適用される会社を言います。
参加者は、一つまたは複数の MPS 認証制度で認証されることができます。このために、MPS 財団の認可した認証機関と認証契約を締結します。各参加者には、MPS 番号が割り当てられます。
参加者が市場番号を持っている場合、認証機関または MPS 財団に通知しなければなりません。これは、参加者と認証機関との間の契約に記載されます。参加者は、あらゆる変更について、3 営業日以内に認証機関に通知しなければなりません。各 MPS 番号に、複数の市場番号を添付することができます。

5 認証機関

MPS 認証制度で認証業務を提供しようとする認証機関は、MPS 財団とライセンス契約を結ぶことができます。
MPS 認証制度下での審査と査定は、MPS の資格要求を満たし、MPS 財団により認可された認証機関に勤務する審査員によってのみ実行可能です。
MPS 財団は、認可の条件と、資格の要求事項を定めます。

5.1 審査時間

MPS 財団は、MPS 認証制度のための審査と査定時間を定めます。

6 料金

- a) 認証機関のライセンスには料金がかかります。MPS 財団は関連する費用について、認証機関に請求します。
- b) MPS 制度への参加者には料金がかかります。参加者は、認証契約を基に、MPS 財団、または MPS 財団の代理としての認証機関から関連する費用の請求書を受領します。
- c) 参加料金、ライセンス料金は、MPS 財団が定めます。

7 変更

- a) MPS 財団取締役会は、利害者委員会の助言に基づき、MPS 認証制度の要求事項と関連する規則を変更する権利を有します。参加者は変更について、MPS 財団の取締役会、または代理の者によって通知されます。
- b) 参加者は、この制度に登録されている限り、MPS 認証制度の変更が通知されます。
- c) MPS 財団取締役会は、参加者が必要な修正と変更した要求事項を実施できる合理的な移行期間を定めます。
- d) 参加者が移行期間後、変更された認証要求事項を満たすことが出来ない場合、新たな要求事項のもとでは認証は継続できないということを意味するかも知れません。
- e) この MPS 認証制度内で言及される法令、条件、規定、または指針及び関連する規則が変更された場合、MPS 取締役会で定めた日付により、新バージョンが適用されます。

8 特別免除

- a) 例外として、利害者委員会は、MPS 認証制度の参加者に対して、一時的な特別免除を与えることがあります。
- b) 特別免除は、MPS 認証制度の一つまたは複数の条件や義務に関係します。
- c) これは、法定要求事項に関係したり、否認したりすることはできません。
- d) 制限、条件、及び指針は特別免除と、特別免除によって部分的に付与された認証書に結びつけることができます。
- e) 特別免除は書面で設定され、当該参加者と認証機関に情報として送られます。参加者は、これを安全な場所に保管し、チェック中に検査できるようにしなければなりません。
- f) 認証機関は、参加者が特別免除の条件を順守しているかをチェックします。

9 MPS 商標の使用

- a) MPS 財団は、その商標の非独占的使用を以下に与える。

- ひとつまたは複数の MPS 認証制度の全ての要求事項を満たした農作物の生産者
- ひとつまたは複数の MPS 認証制度の全ての要求事項を満たした農作物の販売者で、
商標が外箱に表示され、参加者の名前が明らかになっている場合。

b) 生産者は、参加者の固有番号を含む、統一された MPS 商標を使用できます。

c) 統一の MPS 商標の使用条件は、“統一 MPS 商標の使用指示”文書に定められ、www.my-mps.com からダウンロードできます。

d) 認証機関は、卸チャンネルでの MPS 商標の正しい使用と適用を徹底させます。これについての抜打ち検査が年次ベースで実施されます。

10 制裁

参加者が認証制度下で、責務を果たさない場合、MPS 財団及び・または認証機関の制裁措置が発効します。

11 債務

a) MPS 財団は、認証制度の実施に起因する、あるいは関係する、応募者、参加者、認証機関、及び第三者によって引き起こされたいかなる形態の損失や損害についての債務は一切受け付けません。参加者は、第三者からの全てのクレームについて、MPS 財団に対して、補償しなければなりません。

b) MPS 財団の IT アプリケーション（ウェブサイトや顧客ポータルを含む）の使用は、全て参加者の責となります。MPS 財団及び、またはその従業員に故意の無謀さや作意であることの証拠がない限り、MPS 財団は、全ての IT アプリケーションの動作故障や MPS の IT アプリケーションの故障により生じる参加者に対する請求により被ったいかなる損失や損害を受け入れることはできません。

c) 参加者は、MPS 財団に対して MPS の IT アプリケーション経由の特定の作物データやその他情報にアクセスできる参加者の顧客を含む全ての第三者の請求について補償しなければなりません。

d) MPS 財団は、ウェブサイト・顧客ポータルの内容を更新し、参加者の資格付けと栽培作物を、出来る限り正しく表します。用心と注意にもかかわらず、ウェブサイトが不完全であったり、不正確な情報を含んでいたりする可能性があります。MPS 財団は、その損失や損害の性質に関係なく、これに対する責任を負いません。

12 公表

a) 認証制度のコピーは、www.my-mps.com からダウンロードできます。

b) MPS 財団は、MPS 参加者（認証会社）の最新リストを、ウェブサイトで公表します。

c) MPS 財団は、ウェブサイト経由で任命された認証機関の最新リストを公表します。

d) MPS 財団は、参加者の現在資格を市場に通知します。

e) 解釈については、オランダ語版が優先します。

13 適用法

これらの条件やそれらに起因または関連する紛争は、専らオランダ法に準拠します。

MPS-ABC Selection Sampling Method (サンプリング審査対象選定方法)

1. サンプリング審査の実施数

毎年、MPS-ABC 参加者（委託生産者を含む）の 40～60%に対して実施することを目標とする。

2. サンプリング審査の実施方法

サンプリングの実施数を決定後、対象とする参加者を決定する。1年間のうちに2回に分けて対象者を決定するため、同じ年に2回のサンプリング審査を実施することもできる。サンプルは原則として栽培場所から採取するが、流通段階において何かしら大きな課題がある場合は出荷されたものを購入してサンプルとすることもできる。

サンプリング審査対象者は以下の手順で決定される；

- ① まず、1年以上の使用量記録があり、これまでサンプリング審査を実施したことのない参加者を実施対象とする。
- ② その年の実施目標数に対して①で決定した対象者数を引いた残りのうち半数について、以下の視点から違反リスクを判断し、対象者を決定する。
 - ・過去3年間のサンプリング審査で、国内で登録のない農薬成分が0.01ppm以上検出された参加者
 - ・過去3年間のサンプリング審査で、MPS使用禁止成分が0.01ppm以上検出された参加者
 - ・過去3年間にサンプリング審査を実施していない参加者
 - ・信頼度指数（RI）の低い参加者
 - ・記録された使用量に不自然な部分のある参加者
 - ・参加者に関する周囲の噂など
- ③ 実施目標数に対する残りのうち、もう半数については審査員の旅程などを考慮してランダムに決定される。

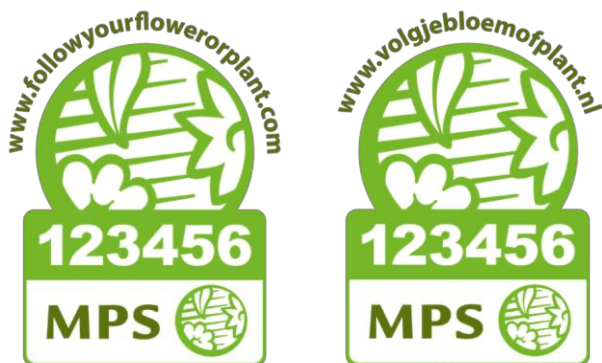
Instructions for use of the MPS vignette, version 1.1

(MPS ビネット使用規則 第 1.1 版)

1. MPS Foundation (以下「MPS」と呼びます) は、MPS ビネット (MPS 参加者ロゴマーク、以下「ビネット」と呼びます) の所有者です。
2. MPS は、MPS が認定した CI (認証機関) と現在の認証契約を結んでいる栽培者に対して、ビネットの非独占的使用を許可します。ただし栽培者が 1 つ以上の関連する認証スキームの要件を満たしていることが、CI により示されている場合に限りです。
3. ビネットを使用する権利を付与することは、MPS がビネットに関連する独占的な知的財産権およびその他の財産権を第三者に譲渡したことを意味するものではありません。したがって、栽培者は、ビネットを使用する権利を譲渡したり、ビネットを使用するためのライセンスを第三者に付与したりする権利はありません。
4. 栽培者は、ビネットを自社の商標として使用することや、そのような印象を与えることは許可されていません。ビネットに関連付ける形で、たとえば「環境にやさしい」または「環境に配慮した」など、栽培者独自の資格として使用することも許可されていません。
5. 栽培者は、常に判読可能でなければならない独自の MPS 登録番号を持つビネットのみを使用できます。
6. 栽培者は会社の広告資料 (たとえば文房具、ウェブサイト、社用車、購入および販売文書など)、および認証の対象となっている農産物 (たとえば植物のタグ、ポット、またはパッケージ) にビネットを使用する権利があります。
7. MPS は、カスタマーポータル MY-MPS を介してビネットのデジタルデータを提供します。形状、サイズ、色は次の基準を満たしている必要があります。
 - a. ビネットの基本サイズは 7.9x 10.7 cm (300 x 406 ピクセル) です。ビネットの寸法が比例してスケーリングされている場合は、サイズを 50%縮小して 150%に拡大することができます。ビネットは、常に読みやすく、認識できる状態を維持する必要があります。MPS サービスおよびサポートチームが事前に書面による許可を与えている場合は、代替形式の使用が許可されます。
 - b. ビネットは任意の色で印刷できますが、この点で MPS は、ビネットが供給される緑色の MPS ハウススタイルの色を好みます (色番号: ライト/ブライトグリーン: CMYK 60-0-100-0、RGB # 76b82a; および ダークグリーン: CMYK 45-0-100-55、RGB # 5b730e)。ビネットは、ダイアポジ (つまり、透明部分のポジ画像) を使用してレンダリングすることもできますが、その場合は、無地の背景色を使用することをお勧めします。これにより、MPS ビネットとその一意の番号の読みやすさが向上します。
8. 栽培者は、MPS によって任命された審査員による会社審査 (管理状況の調査) を受入れる必要があります、ビネット使用規定に定められた要件に準拠しているかどうか確認できるよう、審査員による抜き打ち審査にも協力する必要があります。
9. 栽培者が規定の要件を遵守しない場合、MPS は、関係する栽培者の意見を聞いた後、または意見を聞く機会を与えた後、次の措置を講じる権利があります。
 - a. 該当する要件に準拠するために講じる必要のある警告と指示を発行します。
 - b. 発見された違反ごとに 450 ユーロのペナルティが課されます。
 - c. MPS のニューズレターおよびウェブサイトにて、栽培者の MPS 登録番号とともに違反を公開します。
 - d. 一定期間または無期限にビネットの使用権利が停止されます。
10. 次の場合、ビネットを使用する権利は終了します:
 - a. 栽培者がポイント 2 の規定に準拠しなくなった場合。
 - b. 栽培者が、課せられた措置を講じた後も要件を満たさない場合。

- c. 会社の清算や行政命令、破産宣告などにより栽培者が資産を処分する権利を失った場合。
 - d. 栽培者が廃業した場合。
11. ビネットを使用する権利が終了した場合、栽培者はビネットの使用を直ちに停止し、ビネットを含む、またはビネットが適用されている全ての資材および資料をすみやかに破棄しなければなりません。この時、栽培者はこれらの破棄に対するいかなる補償も受けられません。
 12. ビネットが使用されている、またはビネットに関連付けられている農産物に関する全ての責任は栽培者にあります。このため栽培者は、全てのクレームや申し出に関連して MPS の権利を補償しなければなりません。MPS は、MPS の側に故意または重大な過失がある場合に、ビネットの正当または不法な使用に関連して栽培者が被る可能性のある損害についてのみ責任を負います。
 13. 特定の認証スキームが、この一般的な使用規則から逸脱し、独自のビネット使用要件を設定している場合、そこで定められた要件がこの一般的な使用規則に優先します。
 14. MPS 理事会は、3 か月の通知期間を条件として、使用するためにこれらの指示を修正する権利があります。

MPS ビネット (左: 英語版、右: オランダ語)



MPS グループラベル ガイドライン

MPS グループラベルの定義：

あるグループに属する全ての生産者がそれぞれ個別に、特定の MPS 認証（ラベルやロゴマークを使用する権利を有する）の要件を満たしている場合、その生産者グループ自身が当該の MPS 認証要件を満たしているものと解釈し、共同で一つの MPS グループラベルを使用することがあります。

生産者グループには一つの MPS 番号が与えられます。この番号は MPS により（自動的に）発行されます。グループに属する生産者の誰かが認証要件を満たしていないか、認証契約に違反した場合、MPS グループラベルは取り消されます。

MPS によるチェック：

MPS は、MPS グループラベルが正しく使用されているかどうかチェックを行います。

MPS グループラベルの申請：

MPS にグループラベルの申請を行ったのち、MPS と生産者グループの間で契約が締結されます。なお、以下の点に注意が必要です。

1. グループの代表者は、MPS グループラベルに関する契約上の義務とそれらの実施に責任を負います。
2. グループの代表者は、グループに属する生産者とのコミュニケーションに責任があります。
3. グループの構成に変更がある場合、グループの代表者は、事前に MPS に通知しなければなりません。
4. グループに新しく参加する生産者は、参加により有効な認証を取得します。
5. MPS グループラベルに関わる費用（MPS の費用一覧表を参照、審査関連費など別途追加される費用もあるため注意してください）は、グループの代表者がまとめて支払います。
6. グループに属するすべての生産者が MPS グループラベルに参加する必要があります。一部の生産者のみで参加することはできません。

契約：

MPS グループラベルへの参加に関する契約書に署名され、MPS はそのコピーを保管します。

参加者数：

グループの最小参加者数は 2 人です。グループの最大参加者数は 100 人です。

MPS-グループラベル評価：

四半期に 1 回、MPS-ABC の認証資格発行と同じタイミングで、グループラベルの評価が実施されます。この評価の 1 週間前に、グループの代表者に、個々の参加者の認証資格の状況が通知されます。個々の参加者への対応はグループの代表者が責任をもって行います。ただし、参加者が記録保持環境の使い方を習熟できていない場合には、MPS はサポートを提供できます。

MPS は毎日、MPS グループラベルの参加者がすべて個別に認証資格を有しているか確認します。参加者が一人でも認証資格を持っていない場合、グループラベルを使用することはできません。

統一ロゴマーク（MPS vignette）の使用：

MPS グループラベルでは、グループの MPS 番号が表記された統一ロゴマーク（MPS vignette）が使用されます。ロゴマークの使用にあたっては、それぞれの認証規則および MPS ロゴマーク使用規則（Instructions for use of the MPS-vignette）に従うものとします。

製品の販売：

グループに属する個々の生産者の製品は、グループラベルまたは個々の認証資格に基づくラベルを付けて販売できます。

MPS-ABC グループラベルでの追加要件：

MPS-ABC 認証資格は、四半期ごとに使用量の記録に基づき発行されます。ここでは MPS-ABC のグループラベルに関していくつかの追加要件を説明します。

1. 記録保持：生産者は個々に MPS-ABC 認証規格に従って記録保持を行います。
2. 認証資格の評価基準の設定：個別の生産者ごとに実施されます。
3. 認証資格：生産者は個々に、MPS-ABC 認証規格に従って、ABC の認証資格ランクを取得します。MPS-ABC のグループラベルの評価は次のシステムで行われます：
グループに参加する生産者のうち、最も低い認証資格ランクがグループラベルに適用されます。すべての生産者が同じ認証資格ランクを持っている場合、グループラベルにもそのランクが適用されます。ただし、NQ（認証資格なし）の生産者が一人でもいる場合、グループラベルは利用できません。
例 1：すべてのメンバーが「A+」を取得→MPS グループラベルは「A+」と評価される
例 2：一人の生産者が「B」を取得、他の生産者は全員「A」を取得→グループラベルは「B」となる
例 3：一人の生産者が「C」を取得、他の生産者は全員「A」を取得→グループラベルは「C」となる

費用について：

グループラベルに関わる費用は、MPS によって毎年決定されます。個々の参加者の MPS-ABC 認証への参加費用は、MPS-ABC の費用一覧表を参照してください。認証の種類によっては審査費用などが別途追加される場合があります。

